

# 林産試験場の技術支援体制のあらまし

## - 技術指導制度がスタート -

進藤 秀典

このたび、研究員が直接企業現場に出向いて行う技術指導が制度化されました。この機会に林産試験場の林産業界に対する技術支援体制を紹介します。

### 「困ったら聞いてみよう」

林産業界が林産試験場を利用するための制度には次のようなものがあります。

技術相談〔窓口〕普及課、各研究部・科

始めは「聞く」ことから始まります。「聞く」方法には、電話、手紙、来訪などがありますが、木材に関して困ったこと、わからないことが発生したら、林産試験場に聞いてください。技術相談は無料です。

木材を材料にした新製品・新技術を開発したいときにも林産試験場を利用できます。

共同研究〔窓口〕企画係

企業と林産試験場がお互いの得意な分野を分担して研究開発を行います。研究に必要な経費は企業負担となります。

受託研究〔窓口〕普及係

林産試験場が開発した技術を個々の企業の実情に合うように、林産試験場が企業に代わって研究します。研究に必要な経費は企業負担です。

設備使射〔窓口〕普及係

新製品の試作にあたって、自分の会社に施設がないときには、林産試験場の施設を企業の方が自ら操作して使用することができます。定められた機械使用料を納めていただきます。

依頼試験（鑑定 設計）〔窓口〕普及係

自社製品の品質、性能を確かめたいときなどには、林産試験場がJISやJASに基づき希望項目の試験を行います。試験手数料が必要です。

技術研修〔窓口〕技術係

従業員の技術教育を行いたい、自社でできないときには、従業員が林産試験場に滞在して専門的な勉強を行うことができます。研修は無料ですが、滞在費などは企業の負担となります。

講師派遣〔窓口〕技術係

特定の技術問題について、講演会や研修会を行いたいときには専門の研究員を講師として派遣します。旅費は企業負担となります。

このように色々な場合に応じた利用方法がありますので、まずは林産試験場に聞いてください。

### 林産試験場と交流

前に述べたような制度の他に、全道を支庁単位でブロック分けし、その地域特有の課題や林産試験場の研究成果などを話題とした講演会や意見交換、さらに、個々の企業が抱える技術的問題について相談に応じる個別技術相談などの「林産技術交流プラザ」があります。本年度は、空知地区、釧路・根室地区、網走地区で行う予定です。

また、学校の先生などを対象に木材の加工技術の指導者を養成する「公開講座」があります。本年度は、上川地区、網走地区で行う予定です。

### 技術指導制度とは

林産試験場では、その研究成果や蓄積した技術を林産業界や木材に携わる人に知らせたり広める

ためにいろいろな活動を行ってきました。しかし最近では、林産試験場の移転技術のアフターフォローなど、より個別の企業に密着した技術指導の体制が求められていることから、今回、新たに技術指導が制度化されました。

この技術指導制度は、企業からの要請によって林産試験場の研究員がその企業を訪れ、企業が抱える問題の解決方法を指導する制度です。ここでは、企業といっていますが、木材関係の事業に携わっている団体、市町村など道内で事業を行っている方ならどなたでも技術指導を受けることができます。

それでは、技術指導制度の手続きについて別図に基づき解説します。

(1) 企業から林産試験場に対して電話などによる技術指導の打診を行います。

(2) 林産試験場では、技術指導実施要領に基づき対象企業に該当するか

・原則として道内に木材関連の生産施設を所有する企業

技術指導の規準に該当するか

・技術移転の事後指導に関する技術

・技術改善、性能向上に関する技術

・新製品、新技術開発に関する技術

・その他、場長が必要とみとめる技術

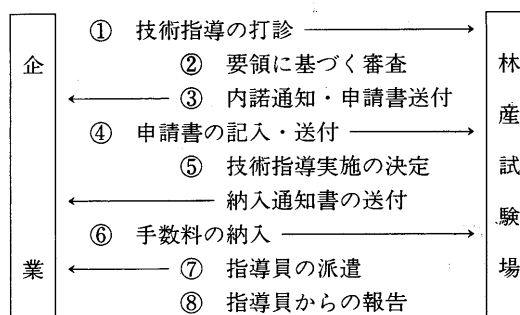
などを審査します。

また、研究業務に支障をきたさないか検討し、派遣職員、必要機材などの検討と技術指導に要する経費（手数料）の算出を行い、打診企業に内諾の通知を行います。

(3) 併せて申請書類を送付します。

(4) 技術指導を希望する企業（以下「申請者」）は申請書に所定の事項を記入し、林産試験場へ送付します。

#### 技術指導制度の事務手続き



(5) 林産試験場では申請書を審査のうえ、受理することとなれば、技術指導実施の決定をおこない、手数料を調査算定し、申請者に納入通知書（3枚つづり）を送付します。

(6) 申請者は送付された納入通知書を最寄りの金融機関に持参して定められた金額を納入します。金融機関では、「納入通知書および領収書」の領収日付欄に金融機関名の入った出納印を押印して返却してくれますので大切に保管しておいてください。

(7) 林産試験場では、手数料が納入されたことを確認してから、職員を派遣します。

(8) 試験場職員は指導先企業の認印を押印した技術指導日誌を林産試験場長に提出し、指導内容を報告します。

以上が技術指導の事務手続きの流れですが、技術指導を受けるために必要な費用（手数料）は林産試験場職員が指導先企業への往復に要する経費と滞在に要する経費で、北海道職員等の旅費に関する条例に基づく金額です。

詳しいことは、企画指導部普及課普及係まで、お問い合わせください。

**（林産試験場 普及課）**